

令和元年度 周南市市民参画推進審議会 答申書

令和元年 11 月

周南市市民参画推進審議会 (第 6 期)

はじめに

平成19年4月に施行された周南市市民参画条例（以下「条例」という。）は、市民が市政に参画するために必要な基本的事項を定め、市民と市が情報を共有し、お互いが力を合わせて協働のまちづくりを進めていくための基本ルールとして位置づけられています。

本審議会は、条例施行時から毎年度、市の市民参画実施状況の報告に対して、市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項等について、継続した審議を行い、評価をすることによって市民参画の推進に努めてきました。

近年、多くの自治体では、超高齢社会・人口減少社会の到来、それに伴う税収減、自治体職員数の削減、また、住民間のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退などにより、従来の社会システムが十分に機能しなくなりつつあるという現実に直面しています。

このような現状を打開するためには、市民参画とまちの魅力の関係性についても、意識していく事が大切になってきます。私たちが、自分たちのまちに魅力を感じ、まちに愛着を持つことは、市政やまちづくりに参画する原動力になります。そして、市政やまちづくりに参画すると、まちに対する愛着や誇りが一層深まり、そうした市民が増えることにより、結果としてまちの魅力をさらに高めることにつながるという好循環が期待できます。

こうした市民参画の活性化とまちの魅力の向上という好循環を生み出し、市民参画の効果を実感してもらうには、いったい何が必要になるのか。令和という新しい時代を迎えた今こそ「市民が参画したいと思う魅力的なまちをつくる上で必要なことは何か」という視点から、市民参画の推進を図っていく意味をもう一度見つめ直していく事が重要です。

本審議会では、市長からの諮問事項に対し、こうした問題意識のもと、平成30年度周南市市民参画実施状況報告書に基づき、様々な視点から市が行う市民参画の手続きについて評価・検討を行い、また、市民参画の推進に向けて必要なことについて検討を行いました。

以下に、「1. この条例の運用状況に関する事項」、「2. 市民参画の実施状況の評価に関する事項」、「3. 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項」に対する審議結果及び更なる市民参画の推進に向けての意見を述べます。

◆令和元年度諮問事項に対する答申

市長からの諮問に対し、周南市市民参画推進審議会において、平成30年度周南市市民参画実施状況報告書をもとに、様々な視点により審議した結果について、次の通り意見を取りまとめましたので答申します。

1 周南市市民参画条例の運用状況及び市民参画の推進について

ア) この条例の運用状況に関する事項

市は条例に基づき正しく市民参画の手続きを行っているものと認める。

ただし、一部、公表の手続きが不適切な事例も見られたため、適切な公表を行うよう指導・改善されたい。

イ) 市民参画の実施状況の評価に関する事項

市は条例で市民参画の実施が義務付けられていない施策についても、積極的に市民参画の対象とするなど、市民参画の機会を積極的に設けており、こうした市の姿勢は評価できる。

しかし、参加者が少ない、意見の提出が少ないといった事例も見受けられる。こうした事例については、市民が関心を持ちやすい情報発信が行われていないことがひとつの要因として考えられることから、これまで市民参画の経験のない市民にも関心を持ってもらえるように工夫・改善されたい。

ウ) 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項

市は市民参画の場において様々な市民参画の方法を用いて、市民の意向の把握に努めており、こうした市の姿勢は評価できる。

今後も、より多くの市民から意向を把握する上で、市民参画のテーマに応じて、より効果的な方法を用いるように工夫・改善されたい。

◆市民参画の更なる推進に向けての意見

本市の市民参画の更なる推進に向けて、審議結果を踏まえ、次の通り意見を付することとしたので、今後の市民参画の推進にあたり配慮されたい。

1. 市民参画は市民にとって敷居が高く難しいものと捉えられている

市民参画の場において、参加者が少ない、意見が少ないといった事例が発生する要因として、市民参画は市民にとって敷居が高く、難しいものと捉えられているという事が考えられる。

市民参画を推進する上で、まずは市民に興味を持ってもらうことが必要であり、誰でも、気軽に参画できる取組みがあると良い。

例として、テーマの内容をわかりやすく提示し、公表の期間に余裕を持たせた上で、人通りの多い場所に「行政コーナー」や「掲示板」、「意見箱」を設置する。SNS を活用して情報の周知を強化する。「Instagram」や「YouTube」などのリアルタイム配信を活用して、リアルタイムに意見をもらう。テーマに応じて、意向を聴取したい対象が参画しやすい場所、時間帯を考慮する。人を集めるのは難しいことから、人を集めるのではなく、人が集まっている場所に出向く。市民（企業・大学や高等専門学校・NPO）と行政が共に自由に話し合う「セミナー」や大勢の前ではなかなか意見を出しにくいといった市民に向けて「オープンハウス」*1 を開催するといった方法が考えられる。

*1 「オープンハウス」

説明会の手法のひとつで、説明パネルを展示し、参加者が自由に閲覧。巡回する担当者と質疑応答を実施。参加者は限定せずに、開催中にいつでも参加可能。

・メリット

きめ細かに情報提供できるとともに、参加者から意見、質問、懸念等を丁寧に聴取することが可能。

大勢の前では意見を出しにくいと感じている方でも、意見を伝えることが可能。

参加時間内であれば、担当者と自由に対話することが可能。

・デメリット

市民同士の深い議論は生まれにくい。

2. 市民の意向がどのように施策に反映されたかが分かりづらい

市民の意向に対して、意向を反映したものについては「どこにどう反映したのか」、意向がとり入れられなかったものについては「なぜできないのか」その理由について回答することで、市民にとっての満足感につながる。

市は、市民が「市民の声がしっかりと市政に届いている」ということが実感できるように、市民の意向に対して的確な回答を公表するよう取組まれたい。

3. 周南市市民参画推進審議会からの意見・提言に対してさらなる改善を

市は、本審議会からの答申を受け、これまで「情報発信の拡大」、「市民参画実施後の自己評価システムの導入」など、着実に改善に取り組まれており、その姿勢は評価できる。しかし、まだまだ不十分な点も見られることから、さらなる工夫・改善に向けて取り組まれない。

例として、市民参画を実施する際、事前に想定される参加者数、意見等の提出数を設定し、実施後の実績値と対比することで、市民参画に用いた方法や周知の方法が適切であったかの検証につながるものとする。

また、市民参画実施後の自己評価にあたっては、その評価となる根拠や評価が思わしくなかった場合の改善策を提示するなど、より具体的に表記することにより、さらなる市民参画の推進につながるものとする。

4. 市民参画の制度、市民参画条例に掲げる理念を若年層から伝えていく事が重要

市民参画制度という、すばらしい制度があることが広く市民に伝わっていないことこそが問題である。

市民としても、行政にばかり頼るのではなく、これからの時代を担う若い世代を対象に「市民参画条例の理念」を伝え、また、若い世代が参画しやすい環境づくりを、年配者が率先して取り組んで行く必要がある。

そのためには、「参画する側の市民」、「発信する側の行政」、「第三者機関としての市民参画推進審議会」、それぞれが意識を高め、それぞれの責務を果たしていくことで、更なる市民参画の推進につながるものとする。

市は、この三者の意識を高め、それぞれの責務を果たすことにつながるよう取り組まれない。

おわりに

平成から令和へと、新たな時代の節目を迎えましたが、人口減少・少子高齢化といった社会問題は加速的に進んでいます。そのような中で、持続可能で暮らしやすいまちづくりを推進するためには、これまで以上に市民と行政との協働による取り組みが求められます。

周南市においては早い段階から、市政に市民が参画できる環境が制度化されていますが、この制度を有効に活用し、市民が積極的な参画意識を持ち、多くの市民が市政に参加・参画しているとは言い難い現状にあります。

マーケティングの領域では「インサイト」という用語を用いることがあります。「インサイト」とは、相手の視点に立ったときに、相手がどのように思っているのか受け取る力のことを言います。

これを市民参画に置き換えると、市民自身も気付いていない本音を捉えるためには、市民の立場に立って、市民の気持ちや潜在ニーズを推察する洞察力が必要であるといえます。

これからの市の職員に対して求められることとして、市民の「知りたいポイント」や「聞きたいポイント」を推察し、「参加したいポイント」に訴えていくことが挙げられます。また、市民から寄せられた声から、市民の気持ちや潜在ニーズを推察し、施策に結び付けていく「インサイト力」が求められます。

こうした視点を全職員が意識することで、市民の市民参画に対する意識も変わっていくはずです。

一方で、私たち市民の意識改革も当然必要です。「市民が変わることで、市政が変わる」といった意識を市民一人ひとりが持ち、市民と行政が「互いに信頼し、共感する」ことで、持続可能で暮らしやすい地域の実現につながるものと考えます。

最後に、この条例の目指す姿の実現に向けて、市民が市政に関心を持ち、主体的な市民参画の推進につながるよう、本答申がその一助となれば幸いです。

令和元年 11 月 11 日

周南市市民参画推進審議会
会長 酒井 徹也

第6期周南市市民参画推進審議会委員名簿

任期：平成30年4月1日 から 令和2年3月31日 まで（2年間）

（五十音順）

区分	氏名	所属団体等	性別	備考
1	学 識 う の だし 宇野 直士	徳山工業高等専門学校	男	
2	学 識 くわはた よういちろう 桑畑 洋一郎	山口大学人文学部	男	
3	学 識 さかい てつや 酒井 徹也	徳山大学福祉情報学部	男	会 長
4	団体推薦 うちやま みほ 内山 美保	Team Yaji Taro	女	
5	団体推薦 だいらく よしゆき 大楽 純敬	周南市コミュニティ推進連絡協議会	男	
6	団体推薦 つ の じ かなえ 津野地 香苗	子育て支援 ぴりりクラブ	女	
7	団体推薦 とくなが なほ 徳永 奈穂	周南市PTA連合会	女	
8	団体推薦 はまもと たもつ 濱本 保	周南市民生委員児童委員協議会	男	
9	団体推薦 ひらおか まさお 平岡 正夫	周南市青少年育成市民会議	男	
10	団体推薦 ふなざき みちこ 船崎 美智子	ライフスタイル協同組合	女	副会長
11	団体推薦 べっぶ りえ 別府 莉恵	ライトアップ周南	女	
12	団体推薦 みやうち まさえ 宮内 正枝	周南市母子保健推進協議会	女	
13	団体推薦 やまもと たえ 山本 多恵	周南市社会福祉協議会	女	
14	公 募 ふじい かつあき 藤井 勝昭		男	
15	公 募 やもり かつじ 矢守 勝二		男	

（敬称略）